

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)石油類および石炭等の石油代替エネルギー - ならびにそれらの混合物および副産物の精製加工、貯蔵、売買、輸出入ならびに保管</p> <p>(2)動植物油の混合、加工および売買</p> <p>(3)溶剤の売買</p> <p>(4)石油類および石炭等の重量物の計量に関する業務</p> <p>(5)石油化学製品その他化成品類の販売</p> <p>(6)液化石油ガスの販売</p> <p>(7)建材ならびに舗装用材の販売 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(8)前各号に付帯関連する一切の事業</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)</p> <p>⌋ (現行どおり)</p> <p>(7)</p> <p>(8)<u>燃料電池、太陽電池、蓄電装置、コージェネレーション・システムその他の分散型エネルギー・システムの販売</u></p> <p>(9)<u>環境・省エネルギー機器の販売</u></p> <p>(10)<u>不動産その他設備・施設の賃貸借、売買および管理業務</u></p> <p>(11) <u>動力機械、建設機械、運搬機械、各種工作機械、土木建築用資機材、土木建築用架設資材、自動車その他各種車輛およびこれらの部品の販売ならびにリース・レンタル業務</u></p> <p>(12) <u>自動車その他各種車輛の分解、修理および整備ならびに自動車定期点検業務</u></p> <p>(13) <u>各種燃焼機器ならびに電気器具その他一般雑貨の販売</u></p> <p>(14) (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第 3 条～第 22 条 (条文省略) (取締役会の招集および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>会長</u>がこれを招集しその議長となる。ただし、<u>会長</u>が欠員のときまたは<u>会長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第 23 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 28 条～第 37 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 38 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 3 条～第 22 条 (現行どおり) (取締役会の招集および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>社長</u>がこれを招集しその議長となる。ただし、<u>社長</u>が欠員のときまたは<u>社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第 23 条～第 27 条 (現行どおり) <u>(社外取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第 28 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第 29 条～第 38 条 (現行どおり) <u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第 39 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>第 40 条～第 43 条 (現行どおり)</p>

3 . 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

平成 23 年 6 月 29 日 (水)

定款変更効力発生予定日

平成 23 年 6 月 29 日 (水)

以上